

1 自動車排出ガスの現況について

兵庫県では、「環境の現況(平成18年度版)」について、7月27日に公表しました。自動車排出ガス関係の概要は次のとおりです。

(1) 二酸化窒素

平成18年度は、全30測定局のうち26局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.028ppmである(平成17年度は全30局中27局で達成)。

なお、環境基準未達成の4局は、国道43号の武庫川(尼崎市)、打出(芦屋市)、国道171号の緑ヶ丘(伊丹市)、国道176号の栄町(宝塚市)である。

また、昭和53年度以降継続して測定している局(20局)の年平均値の単純平均は0.029ppmであり、経年変化をみると、近年はほぼ横ばいの状況にある。(図6)

(2) 一酸化炭素

平成18年度は、全24測定局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.6ppmである(平成17年度は全26局で達成)。

また、昭和53年度以降継続して測定している局(16局)の年平均値の単純平均は0.6ppmであり、経年変化をみると、減少傾向にある。(図6)

(3) 浮遊粒子状物質

平成18年度は、環境基準の長期的評価では、全25測定局中23局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.031mg/m³である(平成17年度は25局中21局で達成)。

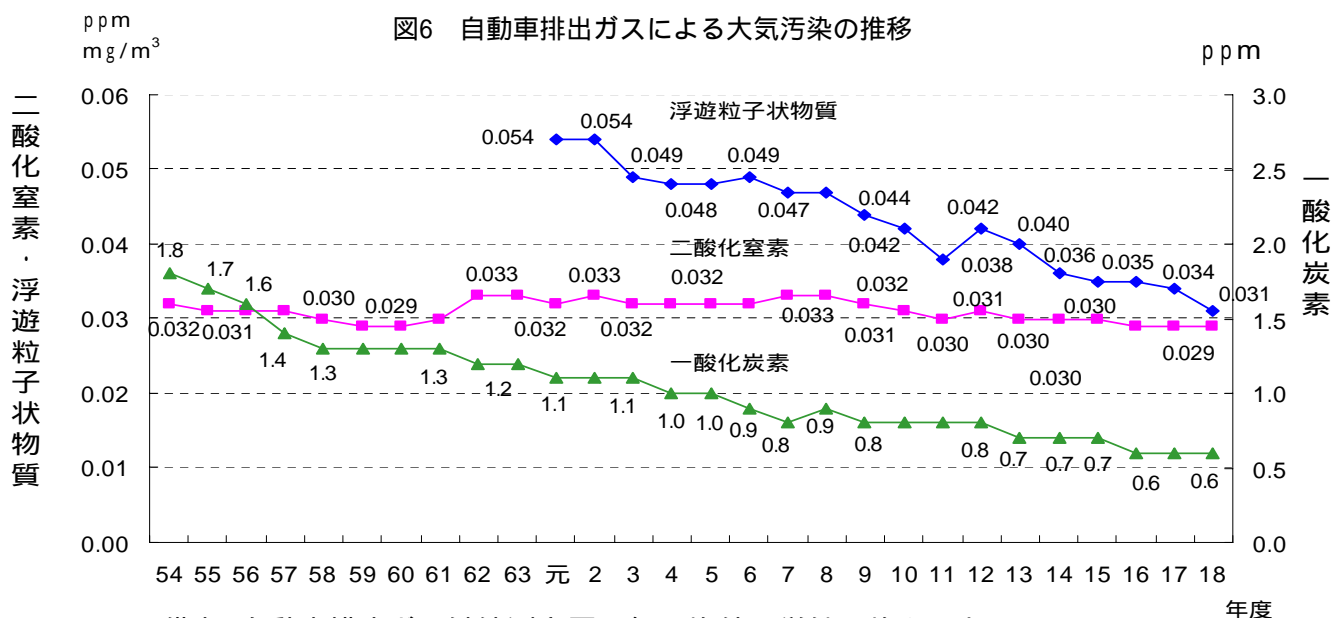
なお、長期的評価で環境基準未達成の2局は、国道2号の垂水(神戸市)、船場(姫路市)であり、日平均値が0.10 mg/m³を超える日が2日以上連続したためである。

一方、短期的評価では、全局で環境基準未達成である(平成17年度は6局で超過)。

これは4月8日に全国各地で観測された黄砂の影響により浮遊粒子状物質濃度が上昇したことによる。

また、平成元年度以降、継続して測定している局(7局)の年平均値の単純平均は0.031mg/m³であり、経年変化をみると、近年減少傾向にある。(図6)

図6 自動車排出ガスによる大気汚染の推移



(備考) 自動車排出ガス継続測定局の年平均値の単純平均を示す。

(4) (1)自動車NOx・PM法対策地域の環境濃度

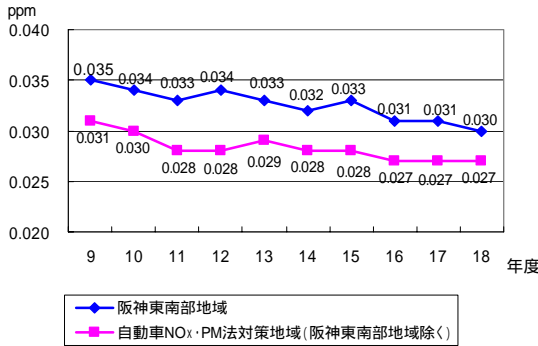
平成13年6月に改正された自動車NOx・PM法では、対象物質に粒子状物質が追加されるなど、自動車排出ガス対策の強化が図られているが、対策地域外からの流入車両には適用されないことから、さらに本県では、平成16年10月から、(2)阪神東南部地域において、「環境の保全と創造に関する条例」に基づきディーゼル自動車等運行規制を実施している。

阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における平成18年度の年平均値は、二酸化窒素が0.030ppm、浮遊粒子状物質が0.030mg/m³となっており、自動車単体毎の排出ガスの低減、自動車NOx・PM法の車種規制及び運行規制の一体的な効果により改善の傾向にある。

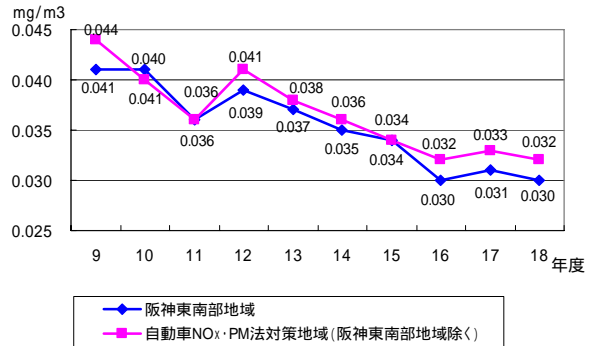
また、阪神東南部地域を除く自動車NOx・PM法対策地域においても同様に改善傾向にある。

- (1)自動車NOx・PM法対策地域・・・神戸市、姫路市(旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く)、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町
 (2)阪神東南部地域・・・神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市

二酸化窒素 年平均値の推移



浮遊粒子状物質 年平均値の推移



2 ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果等について

(1)カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行車両のナンバープレートを撮影し違反車両であるかを確認しています。

年・月	撮影車両	規制対象車両 (違反車両)	県内規制対象車両 (違反車両)	県外規制対象車両 (違反車両)
H16.10～ H18.12	1,172,012	164,164 (1,048)	52,381 (241)	111,783 (807)
H19.1	46,463	6,766 (157)	2,320 (37)	4,446 (120)
H19.2	44,473	6,117 (156)	2,272 (35)	3,845 (121)
H19.3	46,123	8,145 (191)	2,375 (35)	5,770 (156)
H19.4	37,906	4,528 (115)	1,808 (32)	2,720 (83)
H19.5	36,996	4,226 (163)	1,469 (37)	2,757 (126)
H19.6	50,798	6,151 (200)	2,099 (37)	4,052 (163)
H19.7	33,773	4,424 (175)	1,704 (46)	2,720 (129)
計	1468,544	204,521 (2,205)	66,428 (500)	138,093 (1,705)
		100% (1.08%)	32.0% (0.76%)	68.0% (1.23%)

平成19年7月までのカメラ検査で撮影した規制対象車両は204,521台(県内66,428台、県外138,093台)で、うち違反車両は2,205台(県内500台、県外1,705台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は別表のとおりで、兵庫県、岡山県、京都府、奈良県で多く、4府県で全体の約50%を占めています。また、種別では事業用が82%、自家用が18%となっています。

カメラ検査(平成19年7月まで)において運行規制違反を確認した都道府県別台数

府県名	事業用	自家用	計	備考			
				支局名	事業用	自家用	うちバス
兵庫県	366	134	500	神戸	220	103	4
				姫路	146	31	
岡山県	205	18	223	岡山	202	18	2
				倉敷	3	0	
京都府	154	39	193	京都	154	39	4
奈良県	113	65	178	奈良	113	65	3
大阪府	94	30	124	和泉	81	15	2
				大阪	13	15	
広島県	102	9	111	広島	50	3	3
				福山	52	6	
和歌山県	71	19	90	和歌山	71	19	2
滋賀県	65	25	90	滋賀	65	25	2
愛媛県	64	5	69	愛媛	64	5	2
香川県	63	6	69	香川	63	6	1
三重県	60	7	67	三重	59	7	3
				鈴鹿	1	0	
福岡県	56	6	62	久留米	18	3	2
				北九州	21	1	
				福岡	14	0	
				筑豊	3	2	
福井県	48	0	48	福井	48	0	2
岐阜県	30	10	40	岐阜	30	10	1
徳島県	35	3	38	徳島	35	3	2
鳥取県	23	3	26	鳥取	23	3	
山口県	23	2	25	山口	23	2	1
静岡県	18	5	23	静岡	8	4	
				沼津	5	1	4
				浜松	5	0	
高知県	19	1	20	高知	19	1	1
鹿児島県	16	1	17	鹿児島	16	1	3
石川県	16	0	16	石川	16	0	
宮崎県	13	3	16	宮崎	13	3	
島根県	14	1	15	島根	14	1	
長崎県	13	0	13	佐世保	5	0	
				長崎	8	0	
熊本県	12	1	13	熊本	12	1	2
大分県	11	1	12	大分	11	1	1
茨城県	11	1	12	土浦	7	1	
				水戸	4	0	1
栃木県	11	0	11	宇都宮	8	0	3
				栃木	3	0	1
佐賀県	11	0	11	佐賀	11	0	
富山県	9	2	11	富山	9	2	
千葉県	9	0	9	千葉	5	0	2
				袖ヶ浦	4	0	4
福島県	8	0	8	福島	8	0	8
				三河	1	1	
愛知県	6	1	7	尾張小牧	1	0	
				名古屋	4	0	
長野県	5	2	7	長野	5	2	2
北海道	6	0	6	札幌	5	0	
				函館	1	0	
新潟県	5	0	5	新潟	2	0	
				長岡	3	0	
群馬県	4	1	5	群馬	4	1	1
埼玉県	4	0	4	熊谷	3	0	
				所沢	1	0	1
宮城県	1	2	3	宮城	1	2	
秋田県	2	0	2	秋田	2	0	
岩手県	2	0	2	岩手	2	0	
青森県	1	1	2	八戸	1	1	1
山梨県	1	0	1	山梨	1	0	1
神奈川県	0	1	1	湘南	0	1	
計	1,800	405	2,205		-		72

(2) 街頭検査

国道43号線等主要幹線道路において、兵庫国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両の車検証の提示を求め運行規制違反の有無を確認しています。

検査期間：平成16年10月～平成19年8月

検査回数：127回

	検査車両	うち違反車両
県内車両	284 (24.3%)	9 (3.2%)
県外車両	886 (75.7%)	29 (3.3%)
計	1,170 (100%)	38 (3.2%)

平成19年8月までの街頭検査で確認した車両は1,170台(県内284台、県外886台)で、うち違反車両は38台(県内9台、県外29台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は別表のとおりです。また、種別では事業用が84%、自家用が16%となっています。

街頭検査(平成19年8月まで)において運行規制違反を確認した府県別台数

府県名	事業用	自家用	計	備考		
				支局名	事業用	自家用
兵庫県	5	4	9	神戸	4	2
				姫路	1	2
大阪府	4	1	5	和泉	2	0
				大阪	2	1
岡山県	4	0	4	岡山	4	0
和歌山県	3	0	3	和歌山	3	0
広島県	3	0	3	福山	2	0
				広島	1	0
岐阜県	2	1	3	岐阜	2	1
滋賀県	2	0	2	滋賀	2	0
愛媛県	2	0	2	愛媛	2	0
鳥取県	2	0	2	鳥取	2	0
大分県	1	0	1	大分	1	0
群馬県	1	0	1	群馬	1	0
徳島県	1	0	1	徳島	1	0
山口県	1	0	1	山口	1	0
石川県	1	0	1	石川	1	0
計	32(84%)	6(16%)	38			

(3) 立入検査

運送事業者及び荷主等の立入検査を行い、車検証の確認や委託運送事業者への運行規制の遵守に係る措置状況について確認を行っています。

検査期間：平成16年10月～平成19年8月

運送事業者	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
	893	6,833 (100%)	589 (8.6%)	0 (0.0%)

荷主等	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
	685	164 (100%)	8 (4.9%)	0 (0.0%)

猶予期間切れ車両とは、阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両

発行 / 兵庫県健康生活部環境管理局大気課 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL: 078(362)9092 FAX: 078(362)3966

H.P: <http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>

E-mail: taikika@pref.hyogo.jp

発行日 / 平成19年9月25日